別紙様式2-1 総括表

提出先 鹿児島県

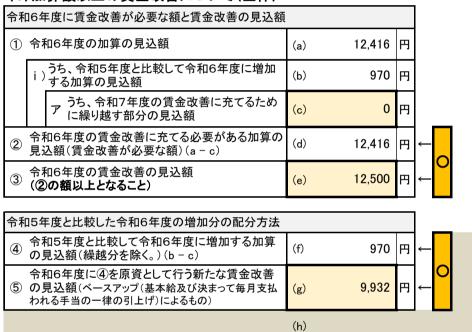
福祉·介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシ	レャカイフクシホウジンリュウアイカイ						
法人名	社会福祉法。	社会福祉法人隆愛会						
法人所在地		F 899-7104 E児島県志布志市志布志町安楽2903番地1						
フリガナ	オオミネシゲ	オミネシゲキ						
書類作成担当者	大峯茂樹	大峯茂樹						
連絡先	電話番号	099-472-5555	E-mail	gajuen@ryuai.jp				

2 賃金改善計画について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)



【記入上の注意】

・ (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算 I ~IV への移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。

(i)

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h) には、新加算等の算定により実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(j) の値(g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



【記入上の注意】

- ・「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による 賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額 が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求 めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改割	きを行う賃金	項目及び	方法													0
①賃金改善実	施期間			令和	6	年	6	月	~	令和	7	年	5	月(12 か	月)
②賃金改善を行 う給与の種類	基本給	☑ 手当(新設)		手当(既存	の増額	į)	賞-	与	√ ₹	の他	(夜	勤改善手	当·清算金)
③具体的な取 組内容	(当該事業所) 「対 就業規則 (賃金改善に限 職員給与規則で 、	関する規定 なび臨時職員 き、介護業務 等実施期間と なては、社会	「マンタークライン 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」	金規程 《上記の根 則第123 職員なら 3 職員(二昇分を持	型拠規程の 条 介護 びにそれ の一人当 空除した	からち、職員外はたりは後、き	□ その 賃金改 等処遇 の職員 の用の 額調整	の他等に関する。	(関する部分 手当は、 して手当 頃は次の った金客	国の示し を支給で 計算式 領を支給	ンた介 する。 で算出	獲職員 2 支 された	等処遇 給期間 :額の概	は、介護	職員等処 支給し、実	遇改善 施期間
	※前年度に提	出した計画書	書から変	更がある	場合に	は、変	更箇所	を <u>下</u>	<u>線</u> とする	など明確	確にす	ること。	,			
	(上記取組の)	開始時期)	令和	和	6 年	6	月	(実力	拖済	√ ∃	定)			
④ベースアップ の実施予定	実施する	実施しない 合、やむを い事情	得な													
(1)(参考)月	護職員等処 額賃金改割 度中は適用さ	隻要件 Ⅰ	新加	算Ⅳの)1/2J			預賃	金改	善)【	新加	算 I ~	~w]			
① 令和6年度	の新加算Ⅳ相	当の見込客	頁の1/	′2					4,75	50 円	←					
	の加算による1 額 (①の見)				月額賃	金			4,75	50 円	- °					
度中(令和7 (2)月額賃3	以降に新加算の第 年3月末まで)に	、 <u>加算を原資</u> I(旧 ベ ア	加算を	一時金等 相当の	Fの一部 02/3以	を基: 人上(本給等の	別の	<u> </u>	お金の	<u>る</u> など (善)	の必要 【 新	な対応 加 算 I	を行うこ ~ IV】		和6年
(3)月額賃金	ὰ改善要件Ⅱ	Ⅱ(旧ベア	加算	額の2/	/3以上	<u>:</u> の៖	新規∂)月	額賃3	金改善		旧べて	ア加算	1		
⇒ 新規に算	1・5月から<u>新規</u> 算定する事業所 <i>0</i> 、、基本給等(基2	り旧ベースア	ップ等加	口算につ(ハて、福	祉・介	護職員	とその	の他の崩					金改善の	の見込額の)3分の

(4)キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ

【新加算 I ~IV·V(1)~(6)·V(8)·V(11)、旧処遇 I·Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件 I とⅡの両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等) ② 次のイからハまでのすべての基準を満たす。○ ○
イ 福祉·介護職員の <u>任用</u> における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた <u>賃金体系</u> を定めている。
ハ イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
キャリアパス要件 II (研修の実施等) ☑ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ← <mark>○</mark>
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
では、
めの具体的な 取組内容 (該当する項 (該当する項
目にチェック (✔)した上 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
で、具体的な内容を記載) ② 喀痰吸引実施のための研修、認知症ケア研修、介護福祉士や介護支援専門員の受験対策研修や資格試験取得に要する費用の補助をおこなっている。
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

(5)キャリアパス要件Ⅲ 【新加算 I ~Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

<u> </u>	
	
福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕を設けている。	:組み
全球に応じて昇給する仕組み 具体的な仕組 ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
みの内容(該 当するもの全 でにチェック 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を 就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	有して
(✔)すること。)	∸が明
□ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	

(6)キャリア	パス要件IV 【新加算 I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定 I・II】	
(7)キャリア	パス要件V 【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)-(2)-(5)-(7)-(10)、旧特定Ⅰ】	Ī
⇒ 届出に係る	竟等要件 、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)及び旧特定 I・IIを算定しない場合】 S計画の期間中に実施する事項について、チェック(V)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取するに当たっては、本計画書3(4)・(5)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)	
	○	定
入職促進に向 けた取組	□ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 □ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
資質の向上や キャリアアップ に向けた支援	 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 働きなから介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者 / に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 	
両立支援・多 様な働き方の 推進	□ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 □ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 □ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 □ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 □ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 □ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 □ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 □ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上の ための業務改 善の取組		
やりがい・働き がいの醸成	□ 大学の大学による戦場内コミューケーションの戸頂化による回々の福祉・介護職員の気 フさを踏まんに動物環境や又振内各の改善 □ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 □ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 □ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給 与明細等
令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給 与明細等
キャリアパス要件 I ~皿のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資 質向上のための計画等
▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

 令和
 6
 年
 4
 月
 15
 日
 法人名
 社会福祉法人隆愛会

 代表者 職名 理事長

氏名 玉利道満

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について	
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	0
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	O
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	0

		3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について	
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
		令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前から の賃金改善の取組の継続を誓約していること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の 新規の賃金改善を行う計画になっていること	
(=)	710000000000000000000000000000000000000	福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画に なっていること	
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画に なっていること	
	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>及び</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0
(3)		キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	0
(6)	キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V (配置等要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0
(7)	ໜ场 垜垷守安忓	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

		4 要件を満たすことの確認・証明	
•	必要な項目が全て選択されていること		0
-	誓約・記名が行われていること		0